

# 令和7年度 厚生常任委員会 行政視察報告書

視 察 日 時	2025年7月23日（水）		
視 察 先	榿原市包括支援センター（北エリア、南エリア）	人口	—
		面積	—
担 当 職 員 等	榿原市地域包括支援センター南エリア センター長 他 榿原市地域包括支援センター北エリア センター長		
視 察 内 容	榿原市内南北地域包括支援センターの業務内容、現状等		
視 察 目 的	令和6年10月から南北2か所に分かれて業務を行うこととなった地域包括支援センターの現状、業務内容、課題などを知ること、センターへの理解を深めるため。		
調 査 概 要	<p>・南エリア                  ※南エリアでは南北共通の業務内容や仕組み、南エリアの現状や課題などを伺った。</p> <p>1. 地域包括支援センターの業務として支援センターの全国共通業務は以下の4点である。                  ①総合相談支援業務の24時間365日開設。                  ②高齢者虐待や成年後見等権利擁護についての業務                  ③ケアマネジャーの研修等包括的継続的ケアマネジメント支援業務                  ④ケアプラン作成等介護予防ケアマネジメント業務                  その他、地域に密着したケアを行うため、生活支援や多職種交流勉強会の実施、生活支援体制整備事業などを行う。                  相談内容は様々あるが、相談者も本人や家族はもちろん、地域住民や病院からも相談を受け付け、ケアを必要とする人に支援の手が届くよう、また、支援対応がスムーズに行われるよう地域や専門職の機関や団体との関係構築を図っている。</p> <p>2. 地域包括支援センター南エリアの現状                  令和6年度に2か所に分かれるまでは、南エリアの社会福祉協議会が市内全域をカバーしており、毎月2,000件ほどのケアプランを作成していた。昨年度より2か所にセンターを設置されたが、相談件数としては、令和5年度で毎月1,000件、令和6年度で900件（南のみ）と、分かれてもそれほどの減少はない。1案件につき、対応回数が増えているのがその理由とされている。</p> <p>3. かしはら街の介護相談室との関係                  ブランチと呼ばれる『街の介護相談室』は、地域住民の利便性を考慮し、地域の住民から相談を受け付け集約したうえで、地域包括支援センターへつなぐための窓口としての役割があり、センターと連携を図っている。                  地域住民のほかにも自治会などの団体、また地域民間企業からの相談や通報＝<u>①気づきのネットワーク</u>を通じて、地域包括支援センターや街の介護相談室に情報が入り、そこからケアマネジャーや医療機関などの<u>②支援のネットワーク</u>へとつながる。                  ①と②が素早く連携することで<u>③見守りネットワーク</u>が構築される仕組みとなっている。                  これにより、自らSOSの声をあげられない人や窓口をそもそも知らない人たちの声なき声を拾い上げることができる。</p>		

## 令和7年度 厚生常任委員会 行政視察報告書

### 4. センター増設による効果等（現場で感じていること）

これまでの1包括から2包括になって、毎月定例会を行ったりすることで調整を図り、情報の共有を図っている。高齢者の相談が増える中、窓口が2か所になること、24時間365日の相談受付についても様々な時間帯で相談していただけるのは、メリットと考える。

実際支援を行う中で感じることは、相談内容が複雑化しているため、市の担当課との連携が重要となる。また、庁内での横のつながりも今後さらに重要になってくる。

介護給付費の受給者数が75歳を境に一気に増加し、その年代の人口に占める受給者割合も高齢になるにつれ高くなっており、今後益々増加していくことが予想される。

介護が必要となった主な原因が①認知症 ②脳血管疾患③骨折・転倒となっており、これらの早期発見、日々の食生活や体力づくりが課題となっている。

また、高齢者のみ世帯、単身高齢者の増加が近年顕著であり、身元保証や、老々介護、8050世帯への対応も今後さらに増えていくとみられている。

このように介護要因が複雑化していくため、市との連携、庁内の連携が重要となる。

ヘルパー不足や、事業所が近くにないなどの問題で受け入れ先が見当たらないことも最近では多くみられる。人材の確保や育成にも力を入れ、センター運営自体が安定するよう図っていくことも課題である。

#### ・北エリア

※北エリアでは、南エリアで説明を受けた業務内容を実際どのように実施しているかを説明してもらう。

北エリアでは業務内容をシステム1からシステム8までの8つに分類し、これらが連動することで様々な仕組みづくりや地域住民・地域課題の抽出や、新たな制度作りに活用している。

システム1：地域×自立支援ディスカッション（自立支援型地域ケア会議）

・自立支援型地域ケア会議を行うことで見えてきた地域課題を抽出し、分析、新たな仕組みづくりに繋げる。

介護保険制度では限界があるため、地域ぐるみでの支援につなげていく。

システム2：ケアラボ Meet！

・様々な職種との交流勉強会を図ることで横ぐしの連携をとり、政策提言や仕組み化に繋げる「実践型会議」を行う。

システム3：ケアラボ Café

・本人の『できる・したい』の意欲を引き出す支援を行うため、本人の思いに沿ったケアプランを提供していく。そのためにもケアマネ研修などを楽しく学びあえるよう、『お茶でもしながら』の定期的開催。

システム4；α まちのたねプロジェクト、β 包括さんの街かど保健室

・包括のアウトリーチ化を目指し、居場所づくりの支援

# 令和7年度 厚生常任委員会 行政視察報告書

	<p>システム5：総合相談</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談対応のスキルアップと相談対応ケースのデータベース化により、全職員の能力の平準化を図る。</li> </ul> <p>システム6：ライトリンク（権利擁護事業）</p> <p>システム7：オレンジプラス（認知症支援）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症に対して相互理解を図り、地域で支えることを目指した活動</li> </ul> <p>システム8：ひと・まち・その先会議（生活支援地域ケア会議）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「地域の力を引き出す」ことで、地域の課題解決につなげ、自助互助の強化を図る。</li> </ul> <p>高齢者人口の増加や、包括支援センターの役割が相談窓口から地域の仕組みづくりの中核へと役割が変わってきている。</p> <p>これまでの個別の対応では限界があり、地域ぐるみの課題解決への転換が求められるようになってきたことからシステムを作成することとなった。</p> <p>これまで介護保険制度で対応していたが、相談の複雑さから対応しきれなくなった時に、制度の狭間に陥った人に支援の手を差し伸べるため地域全体で見守る仕組みを作っていく必要があるため、業務を細分化し、ケアラボとして包括支援センターを再構築し、新たな仕組みづくりを行う。</p> <p>情報の共有と視覚化によって、データベースが作りやすくなり、地域の住民の方にも分かりやすく説明できるようになる。</p> <p>支援の構築化や、専門職連携、地域住民との信頼関係の構築、包括のアウトリーチ化（出向く）により、新たな地域の課題や支援ニーズの発掘に繋げる。</p> <p>そのうえで、行政との連携や地域づくりの新たな支援モデルの構築も目指している。</p>
<p>所 感</p>	<p>包括支援センターへの相談はなかなか実際に何か起きないと相談しないことが多いため、いざという時にどこに相談してよいのかわからないことが多いと思うが、それを未然に防ぐため、地域住民の方との交流を大切にしていることがよくわかる。</p> <p>人対人の支援となるため、信頼関係の構築に時間を要することもあるため、今後も人材育成や情報共有を図っていく必要があると思う。</p> <p>北エリアでは、地域住民との連携や信頼関係の構築に力を入れられているように思う。そのため、分かりやすいパンフレットや、街かど保健室など、訪れやすい環境づくりや、ちょっとした相談が出来るきっかけづくりをして、繋がりがながら解決していく方法をとっている。</p> <p>両エリア共通の認識として、今後益々高齢社会になっていく中、孤立しないよう、地域ぐるみでの支援と見守りが必要となっていくことが考えられる。</p> <p>包括支援センターのアウトリーチ化は、地域住民の意識改革とともに、まだ支援の手が必要ないと思っている人たちにとっても、将来を見据え、準備し、自助すなわち予防の意識にもつながっていくと思うので、非常に重要な施策だと思った。</p>